

京都市告示第 55 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年4月2日

京都市長 松井孝治

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
嵯峨野西梅津線	右京区嵯峨野南浦町4番地の2地先内	旧	メートル 10.60	メートル 3.98 ~ 6.00
		新	メートル 10.60	メートル 4.00 ~ 6.06

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
簡易保険支局北通	左京区松ヶ崎横繩手町8番地の3地先から 同町8番地の1地先まで	旧	メートル 63.40	メートル 5.95 ~ 6.00
		新	メートル 63.40	メートル 6.00 ~ 6.05
大塚勧修寺線	山科区大宅中小路町25番地の1地先から 同区大宅鳥井脇町6番地の15地先まで	旧	メートル 244.40	メートル 3.80 ~ 5.10
		新	メートル 256.30	メートル 6.01 ~ 9.20
山科大宅 経21号線	山科区大宅山田1番地の3地先から 同区大宅鳥井脇町18番地の2地先まで	旧	メートル 4.50	メートル 0.90
		新	メートル 3.40	メートル 0.91

山科大宅 絆24号線	山科区大宅鳥井脇町21番地の6地先から 同町14番地の1地先まで	旧	2.80	2.70 ~ 3.00
		新	0.10	2.15
山科大宅 緋17号線	山科区大宅山田18番地の1地先から 同区大宅鳥井脇町15番地の1地先まで	旧	129.20	6.80 ~ 8.50
		新	132.30	7.35 ~ 10.90

(建設局土木管理部道路明示課)